

平成 20 年 12 月 18 日

## 資産課税における財産評価制度のあり方について

- 平成 20 年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会  
税 制 審 議 会

## 税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

### [ 特別委員 ]

(会長) 金子 宏  
(会長代理) 品川 芳宣  
青山 伸悦  
阿部 泰久  
瀬戸 実  
田近 栄治  
玉置 和宏  
中里 実  
成道 秀雄  
星野 厚志  
松田 英三  
水野 忠恒  
村上 慎一  
弥永 真生  
柳島 佑吉  
山田 二郎  
若林 勝三

### [ 専門委員 ]

(専門委員長) 小池 正明  
(同副委員長) 牧野 正高  
上西 左大信  
杉田 宗久  
牧 哲郎  
山田 俊一

# 目 次

はじめに .....	1
財産評価制度の問題点とあり方 .....	1
1．財産評価と租税法律主義 .....	1
2．評価方法の法定化の問題 .....	2
3．固定資産評価基準の法定化の問題 .....	2
4．土地の評価機関のあり方 .....	3
5．公的土地評価の一元化の問題 .....	3
6．株式評価制度のあり方 .....	4
現行の財産評価の個別的問題点とあり方 .....	4
1．財産評価と時価の概念 .....	4
2．財産評価の時期 .....	5
3．所得課税における財産評価 .....	6
個別財産の評価上の問題点 .....	6
1．土地・借地権 .....	6
2．家 屋 .....	7
3．取引相場のない株式 .....	7
4．種類株式 .....	8
5．知的財産権・無形資産等 .....	9
6．信託受益権 .....	9
おわりに .....	9



## はじめに

当審議会は、平成 20 年 5 月 22 日付け日連 20 第 211 号をもって諮問のあった「資産課税における財産評価制度のあり方について」の審議に当たり、諮問の趣旨に沿って、第一に租税法律主義の観点から財産評価の基準を法令で定めることの是非について、第二に土地や株式についての評価機関のあり方と現行の公的土地評価制度の問題点について、それぞれ検討した。

また、現行の財産評価制度における個別的な問題として、相続税における財産評価の時期や所得課税における評価制度について検討するとともに、土地や株式などの個別財産の評価に関し、現行の取扱いの問題点と見直すべき点を指摘することとした。

本答申は、総会 6 回、専門委員会 7 回を開催し、検討した結果をとりまとめたものである。

## 財産評価制度の問題点とあり方

### 1. 財産評価と租税法律主義

資産課税における現行の財産評価制度をみると、相続税及び贈与税については、国税庁長官が発遣する財産評価基本通達に定めがあり、固定資産税については、総務大臣が定める固定資産評価基準に従って評価が行われている。

現行の評価制度について、とりわけ財産評価基本通達には、かねてから租税法律主義の観点からの疑問が提示されている。租税の賦課及び徴収は法律に基づいて行わなければならない、課税要件は明確な法の規定を要するという租税法律主義の下では、課税財産の評価についても法律又は法律の委任を受けた政令等に定められるべきであるという考え方である。

現行相続税法は、地上権や永小作権など、限られた財産について評価規定を設けているが、多くの財産について、具体的な評価方法の定めがなく、同法第 22 条において、課税時期の時価によって評価する旨が定められているのみである。このような抽象的な法令では、租税法律主義の要請を満たしていないと考えられる。

これに対し、財産の時価の算定は、事実認定に属することであり、法が「時価によって評価する」と定めている限り、租税法律主義には違背しないという見方がある。

財産の「時価」は一義的に定まるものではなく、財産の性質等に応じて評価方法も多種多様である。また、それぞれの財産に係る事実関係を精査して時価を算定する必要がある。このように財産評価とは、極めて技術的かつ専門的なものであり、その方法を法に定めると、適切な時価を求める上でかえって弊害が生ずるおそれがある。

これらを勘案すれば、現行の財産評価に関する法令の定めが租税法律主義に反するといえるかどうかは、必ずしも明らかではない。しかしながら、資産課税における財産評価は、課税標準額に直接的な影響を及ぼすことになる。納税者の意思を反映しない通達の改正のみで課税額が唐突に変更されるとすれば、納税者の予測可能性が損なわれ、財産権を保障するための租税法律主義とは相容れないことになる。

なお、現行の財産評価基本通達は、長年にわたって継続的に適用されており、納税者の法的信頼を得て、いわゆる行政先例法化しているという見方がある。そうであれば、特別の事由がない限り、課税当局が財産評価基本通達の実施と異なる方法で評価し課税することは違法となる。

## 2．評価方法の法定化の問題

現行の財産評価制度が租税法律主義に反するかどうかは別として、具体的な評価方法を法定することが適当かどうかという問題がある。

財産評価の方法を法令に規定した場合には、納税者からみて、次の諸点で有意義であると考えられる。

納税者にとって予測可能性が高まり、法的安定性の向上に寄与する。

法令遵守の思考が高まり、課税当局の執行がより慎重になる。

評価通達に反する課税が行われても、直ちに違法となることはないが、評価方法を法令化することによって、法令に反する課税処分を違法として争うことができる。一方、財産評価の方法を法令事項とした場合には、次のような問題が生じるおそれがあることに留意する必要がある。

評価対象となる財産について、あらゆる事情を考慮した評価方法を定めることは事実上不可能であり、法定された方法で評価した価額と時価との間に乖離が生じた場合には、時価と異なる価額に法的根拠を与えることになる。

評価に関する細目や係数等について、その見直しを行うには常に法改正を行わなければならない、迅速な対応が困難となる。

評価方法が法定された場合には、その適否にかかわらず、納税者はそれに従わなければならない、納税者が適切でないと判断した場合には、法令の内容を憲法違反として争う必要が生じる。

これらの事情を勘案すれば、財産の評価方法を法令化するに当たっては、多くの課題があるが、前述した租税法律主義の考え方や評価基準が通達に依存していることの問題点からみて、基本的な評価方法や評価方式については、法律又は政省令に規定することを検討する必要がある。

## 3．固定資産評価基準の法定化の問題

評価方法の法定化に関しては、固定資産評価基準についても上記と同様の問題がある。同基準は、固定資産の評価について市町村間の均衡を図るため、総務大臣が定めて告示することとされているが、一般には、地方税法の規定を受けた委任立法であると解されている。

このため、固定資産評価基準の定め方が租税法律主義に反するとはいえないと考えられるが、評価方法やその手続について委任の根拠となる具体的な規定は地方税法にはない。このような包括的な委任は、憲法上の疑義がないとはいえない。

したがって、固定資産税を課税するための評価基準についても、基本的な事項は法律

又は政省令に規定することを検討する必要がある。

#### 4．土地の評価機関のあり方

現行の公的土地評価をみると、地価公示価格は国（国土交通省）、基準地価は都道府県、相続税及び贈与税における路線価格は国税庁（国税局）、固定資産税評価額は市町村、というようにそれぞれ別の行政庁において評価作業が行われている。

この点に関して土地基本法は、「国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡と適正化が図られるように努めるものとする。」と定めている。この規定における「相互の均衡と適正化」の要請を受けて、現行では、路線価格は地価公示価格の8割相当額とされ、固定資産税評価額は同7割相当額を目途として設定されている。

このように課税上の土地価額は、原則として地価公示価格を基礎として決定されているのが現状である。地価公示価格を基礎としてすべての土地価額を定めるのであれば、一つの評価機関（行政庁）が地価の算定を行ったとしても、適正に評価されている限り、課税上の弊害や問題は生じないと考えられる。

ただし、地価公示価格、路線価格及び固定資産税評価額は、それぞれの間で評価地点数が大きく異なっており、すべての税目に地価公示価格を利用する場合には、評価地点を大幅に増加させる必要がある。そのことによって行政コストは増加するが、評価機関を一元化することによる行政コストの削減効果のほうが大きいと考えられる。

このほか土地の評価に関しては、評価の恣意性を排除し、適正性を担保するため、課税庁（課税団体）から独立した評価機関を設置すべきであるという意見がある。財産評価が適正に行われている限り、必ずしもその必要はないが、独立した機関が評価することとすれば、納税者の不信感が解消され、より信頼性が高まると考えられる。

なお、現行の評価制度に関する「土地評価審議会」及び「固定資産評価審議会」は、おおむね本来の役割を果たしていると考えられるが、その実態からみてやや形骸化しているという批判がある。詳細な議事録等の公開など、一層の透明化を図るべきである。

#### 5．公的土地評価の一元化の問題

相続税法では財産の価額を「時価」と定め、固定資産税の課税標準は「適正な時価」とされているが、実際には、両者の「時価」には相違がある。このため、これらの価額に実勢の時価と公示地価を加えて一般に「一物四価」と称されることがある。

土地の価額について、相続税と固定資産税の間に差異があるのは、取得課税である相続税と保有課税である固定資産税では課税目的が異なるためであり、課税ベースとなる評価額に相違があることも当然であるという見方がある。

しかしながら、地価公示価格との関係において相続税評価額が8割相当とされ、固定資産税評価額が7割相当とされているのは、公示地価の算定基礎となる取引価格の不正常要因を排除するとともに、適用期間内の地価の下落に備えるためであり、いずれも評価の安全性を考慮したものであると解される。

したがって、いずれの税目においても土地の「時価」は同一であり、地価公示価格を基準としているとみるのが妥当であるが、現行制度の運用上は、複数の土地価格が存在するような状況にあり、公的土地評価に対する国民の信頼を得ているとはいえない。

こうした現状からみて、また、適正な地価の形成と公示を目的とする土地基本法や地価公示制度の趣旨、さらに「時価」又は「適正な時価」とする相続税や固定資産税における実定法規を勘案すれば、公的土地評価は地価公示価格に一元化することが適当である。

## 6．株式評価制度のあり方

株式のうち、上場株式については、取引相場があることから、その取引価格を基礎として評価することが妥当である。後述する評価時期の問題を別として、現行の取扱いに特段の問題はないと考えられる。

取引相場のない株式については、その評価制度のあり方が問題となる。この場合、上述した土地と同様に、一定の評価機関を設置して価額を算定する方法もあり得るが、土地と株式の財産としての性格の違いや評価を行う件数等を考慮すれば、株式について新たな評価機関を設置することは現実的ではない。

したがって、取引相場のない株式については、一定の評価基準の下で評価を行う方法によらざるを得ないと考えられる。

この場合の評価基準について、現行では財産評価基本通達によっているが、いわゆる通達行政に対する納税者の不信感を排除するため、第三者機関を設置して評価基準を作成することも検討すべきである。これに類似した例として、各種の会計処理基準や「中小企業の会計に関する指針」の制定がある。

なお、取引相場のない株式については、会社法における株価の鑑定やいわゆる中小企業経営承継円滑化法における遺留分の特例に関しても時価評価が求められる。これらの法制度における評価と税務における評価との整合性についても検討する必要がある。

## 現行の財産評価の個別的問題点とあり方

### 1．財産評価と時価の概念

財産の時価の算定方法について、現行の財産評価基本通達をみると、土地や上場株式等は売買実例価額を基礎とする方法が採用され、配当還元方式による取引相場のない株式は収益還元法によっている。また、一般動産の場合は調達価額や取得価額を基とし、特許権や商標権については複利現価方式が、営業権や鉱業権等には複利年金現価による方法がそれぞれ採用されている。

このように、財産の時価を算定する方法に唯一絶対的なものはなく、財産の種類や性質に応じて適切な評価方法を選択し適用する必要がある。

土地の評価方法と時価に関して、課税目的が異なれば時価の概念も異なるかどうかと

いう問題がある。この点について、相続税では、交換価値としての時価を課税標準とし、固定資産税の場合には、収益還元価額を基礎として課税するのが適当であるという見解がある。これは、固定資産税が創設される前の地租・家屋税等が土地や家屋の賃貸価格を課税標準としていたことから、固定資産税は、その資産の収益の範囲で負担すべき税であるという考え方によるものと思われる。

しかしながら、相続税も固定資産税も法令上は土地の「時価」に課税することとされており、この場合の時価とは、いずれも客観的交換価値をいうものと解されている。したがって、土地の価額について、税目ごとに差異を設けることは適当ではない。

土地に対してどの程度の税負担を求めるかは、立法政策に属する問題であり、「時価」と異なる価額に課税することは容認されるが、その場合の課税標準額の算定方法や税率は、国民のコンセンサスを得て決定すべきことがらである。ただし、「時価」の意義からみると、評価の段階で税負担の水準を調整することは適切ではない。

## 2. 財産評価の時期

相続税・贈与税の財産評価は、その財産の取得の時の時価によることを原則としているが、財産評価基本通達では、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮して評価することとされている。例えば、貸家の用に供されていた家屋について、相続開始時に空室であったとしても、その前後に借家人がいるとすれば、「貸家」として評価することが「その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮」したことになる。

このように財産評価を適切に行うためには、評価の時期を課税時期に固定することが適当でない場合がある。

財産評価の時期について、現行の取扱いでは、上場株式の場合には、課税時期以前3か月間の取引価格が評価に反映されているが、相続開始後の状況の変化を斟酌する取扱いはない。このため、相続開始直後の株式発行会社の倒産や貸付先が破綻した場合の株式や貸付金の評価において、これらの財産が無価値化しても、課税上は救済されない。

しかしながら、相続税が財産課税であり、相続財産を処分して納税することが多いという実態からみると、現行の取扱いでは納税が困難になることもあり得る。相続開始後の一定期間における財産状況の変化を評価に反映させることが適当であり、財産評価の時期について、現行の取扱いを見直す必要がある。この点に関して、米国の連邦遺産税では、被相続人の死亡日から6か月経過時と遺産の処分時のいずれか早い日の公正価格を選択して評価できることとされている。

財産評価の時期について、相続開始後の状況の変化を評価に反映させることとすると、評価額が下落する状況を意図的に作出する租税回避行為が生じるのではないかという意見がある。

しかしながら、租税回避行為に対しては、これを否認する法制度で対処すべきである。租税回避行為に対する懸念を理由として財産評価の時期にアローアンスを認めないとすれば、評価のあり方として適当ではない。

なお、財産評価と租税回避行為に関しては、財産評価基本通達の総則6項の問題があ

る。同項は、同通達の定めに従って算出された評価額が時価を適切に反映していない場合に適用される取扱いであるが、このような本来の趣旨を逸脱し、租税回避行為の否認規定として機能しているのではないかという疑いがある。租税回避行為に対する否認は、その旨の実定法規がある場合にのみ可能である。

### 3．所得課税における財産評価

相続税や固定資産税といった資産課税においては、税の性格からみて必然的に課税財産の評価を要する。これに対し、取引課税の性格を有する所得税や法人税は、実際の取引価格を基礎に課税計算を行うことが原則であり、財産評価は、評価損益を計上する場合の期末時価の算定など、限定された範囲で行われている。

ただし、実際に取引が行われた場合であっても、同族会社における特殊関係者間の取引などでは、その取引価格が適正であるかどうかが問題となり、取引の対象となった資産について評価の問題が生じる例が少なくない。

所得税及び法人税における資産の価額は、法令上「その時の価額」とされており、一般には「時価」と同義語であると解されている。この場合の時価の概念については、所得課税と資産課税のいずれにおいても客観的交換価値をいうものとされ、このことは広く承認されているところである。

実務上の問題は、いずれについても「時価」を客観的交換価値としながら、所得課税と資産課税の間には開差があることである。現に、所得税基本通達及び法人税基本通達では、取引相場のない株式の価額について、財産評価基本通達の取扱いを準用して評価することとしているが、相続税の評価とは異なる一定の留保条件が付されている。

このため、財産の価額に対する納税者と課税当局の間の認識が相違し、多くの税務トラブルが生じている。所得課税における財産評価の取扱いは、不明確な点が多く、納税者に混乱を生じさせているのが実態である。資産課税における評価との関係を明確にした上で、所得課税における財産評価の取扱いを整備すべきである。

#### 個別財産の評価上の問題点

現行の財産評価基本通達には、極めて多くの財産に関する評価の取扱いが定められており、個別の財産ごとにみると、その問題点も多岐にわたる。本答申では、以下に主要な財産についてのみ取り上げることとする。

#### 1．土地・借地権

##### (1) 倍率方式の土地

路線価方式が適用されない土地は、固定資産税評価額を基に倍率方式によって評価することとされている。倍率方式の場合には、固定資産税評価額と適用倍率の双方が適正でなければならないが、地目や地域によって適用倍率が大きく異なる例が多い。

このため、倍率方式は、適正な価額で評価されているかどうかの判別が困難であり、路線価方式に比して評価額に対する納税者の信頼感が薄い。国税局長が定める倍率については、可能な限りその決定に関する情報を開示することが望ましい。

## (2) 共有土地

現行の財産評価基本通達の取扱いでは、共有財産の持分の価額は、その財産の全体を評価した後、その価額を持分の割合であん分して評価することとされている。したがって、区分所有建物（マンション）の敷地の価額は、その敷地を一画地として評価した価額に持分の割合を乗じて計算することになる。

しかしながら、実際の取引価額は、そのように評価した価額では成立せず、評価額を下回る例が多い。現行の取扱いは、共有持分の各部分の価額の合計額は、その財産が共有でないものとした場合の価額に一致するという考え方に基づくものであるが、適切な時価算定の方法とはいえない。現行の取扱いによって評価した価額から一定の減額を行うか、持分ごとに個別に評価する方法に改める必要がある。

## (3) 借地権と底地

上記の共有財産の評価の問題は、借地権とその底地の評価においても同様である。底地の価額は、その土地の自用地としての価額から借地権の価額を控除して評価することとされているが、借地権と底地を個別に取引した場合の価額の合計額は、自用地としての価額には一致しないことが一般的である。借地権と底地は、それぞれ別に評価する方法を検討すべきである。

## 2. 家屋

家屋の相続税評価は、固定資産税評価に依存しており、固定資産税評価額が時価を反映した適正なものであるかどうかの問題となる。

家屋の固定資産税評価は、再建築価格法によっているが、取引の実態として家屋のみが売買される例が少ないこと、また、土地とともに家屋が取引される場合には、相対的に家屋の価額が低額になることなどからみると、評価額が時価を超える例も少なくない。とりわけ、建築後の経過年数が長い家屋ほどその傾向が強い。固定資産税の評価において、20%という高い残価率が設定されていることもその一因である。

固定資産税評価額を決定する際の経年減価の方法を見直すか、取得価額を基礎とするなど、相続税において独自の評価方法を検討すべきである。

## 3. 取引相場のない株式

### (1) 同族株主の範囲

取引相場のない株式の評価方法は、いわゆる同族株主の場合には、類似業種比準方式及び純資産価額方式による原則評価が適用され、同族株主以外の者である場合には、特例評価として配当還元方式が適用されている。

同族株主の判定上の同族関係者は、民法における親族の範囲と同様であるが、親族間の交流が希薄化した今日の状況からみると、必ずしも適切であるとはいえない。同

族関係者の範囲を縮小する方向で検討すべきである。

## (2) 会社規模の判定基準

取引相場のない株式の評価に際しては、評価会社の規模（大会社・中会社・小会社）を判定することとされており、従業員数、総資産価額及び取引金額を基準としている。

これらについて、その基準となる現行の数値等が適切かどうかを検証する必要がある。とりわけ従業員数については、いわゆるパートタイマーや派遣社員等が増加し、雇用形態が多様化している現状からみて、会社規模の判定基準として妥当かどうかを含めて、早急に見直す必要がある。

## (3) 類似業種比準方式

いわゆる原則評価のうち類似業種比準方式は、上場会社の株価と比準して評価することが適当かどうかという基本的な問題が含まれているほか、次のような問題点と疑問がある。

いわゆる標本会社が公表されていないため、比準の相手方が不明であるとともに、比準の方法が適切かどうかの検証ができない。守秘義務と情報保護の問題が生じない範囲において、標本会社を公表すべきである。

比準要素のうち、いわゆる利益比準値を3倍する取扱いは、株価の形成要素を勘案しても適切かどうか疑問である。

利益比準値の計算上の利益は、法人税の所得金額を基礎としているが、適正な会計に基づいて算定された決算利益によるほうが適切であると考えられる。

## (4) 純資産価額方式

企業価値評価である株式の価額の算定において、純資産価額方式は基本的かつ合理性を有する評価方法であると考えられる。ただし、現行の取扱いについては、次の点を見直すべきである。

純資産価額方式による評価は、会社の清算価値を算定することが目的ではない。したがって、評価差額に対する法人税等相当額の控除は適当ではない。会社資産を間接的に所有していることを勘案して、純資産価額から一定の斟酌を行うこととすべきである。

純資産価額を計算する際の資産計上額は、処分可能な資産に限られ、かつ、実際の処分可能額によることとされている。営業権のように評価通達の取扱いによってのみ価額が算出されるもので、経済的価値が乏しく実際に処分できないような資産については、資産計上を要しないこととすべきである。

純資産価額を計算する際の負債計上額は、評価会社の債務として蓋然性の高いものは、すべて含まれるものと解される。したがって、退職金債務は、法人税法の退職給与引当金の取扱いとは関係なく、負債計上を認めるべきである。

## 4. 種類株式

会社法の制定に伴って発行形態が多様化した種類株式の評価については、無議決権株式など一部のものに関する取扱いが国税庁から公表されている。ただし、株式の評価上

は重要な要素となる議決権の有無について、適切に評価に反映されていないなど、現行の取扱いには問題が多く、評価方法が確立されていない。

今後の種類株式の利用状況やその発行形態等を踏まえ、合理的な評価方法を検討する必要がある。

#### 5．知的財産権・無形資産等

特許権等は、権利そのものが取引される例はほとんどなく、権利としての価値は、取得の際の投下資本とも関係しない。このため、評価通達では、将来における補償金収益を基礎とする複利現価方式で評価することとされている。

一方、企業会計では、その権利の取得に要した金額を資産価額とする方法のほか、類似する無形資産の売買取引価格から評価する方法も採用されている。経済取引の実態に合わせるため、評価通達の取扱いにおいても会計処理における取扱いを斟酌すべきである。

なお、営業権については、近時に評価方法の一部が改正されたところであるが、その持続年数を10年とする取扱いは、現在の経済情勢からみると、長期に過ぎると考えられる。企業の実態を勘案した期間を設定すべきである。また、超過利益金額を現在価値に換算するための複利年金現価率の基礎となる利率は、市場金利に適正な資産運用利回りを加味した値とすることが適当である。

#### 6．信託受益権

信託受益権については、収益受益権と元本受益権に区分し、前者は、受益者が将来受けるべき利益の価額を複利現価方式で評価し、後者については、信託財産の価額から収益受益権の価額を控除して評価することとされている。収益受益権の価額と元本受益権の価額の合計額は、信託財産の価額に一致するという考え方である。

信託受益権の評価の取扱いは、平成12年に改正され、収益受益権と元本受益権を別に評価する方法から、上記のように見直されたのであるが、現行の評価方法によって信託受益権の適切な時価が算定されるかどうかには疑問がある。

なお、今後は信託の形態が多様化することが予想されるため、信託受益権の価額については、その実態を踏まえた評価方法を検討する必要がある。

### おわりに

財産の「時価」の測定は、事実認定の作用であり、納税者の判断と責任において行えばよく、課税当局が異なる認定をしたときは、争訟によって結論を得ることができる。申告納税方式を採用している相続税や贈与税では、事実関係を最もよく知る納税者に自己責任が課せられており、その限りでは、財産の価額は時価によって評価するという法令の定めがあれば、具体的な評価基準が通達等に委ねられていても問題はない。

しかしながら、財産評価基本通達が果たしている現実の役割は、一般の法令解釈通達とは異なり、実務が通達に依存する度合が極めて大きい。財産の評価が専門的かつ技術的なものであること、また、同通達が長年にわたって施行され、いわゆる行政先例法化しているとみられることから、単に時価算定の指針にとどまるものではないと考えられる。

こうした実態からみれば、納税者の了承を得ていない通達の改正によって、財産に対する課税が唐突に変更される可能性がある。現行の財産評価制度が租税法律主義の要請を満たしているかどうかは別として、そのような可能性があるとするれば、納税者における法的安定性が担保されていないのではないかと、というのが当審議会の基本的な問題意識である。

これを踏まえ、現行の財産評価基本通達や固定資産評価基準については、可能な範囲で法令化すべきであり、また、公的土地評価制度に対する国民の信頼性と透明性を高めるとともに、行政コストを削減するために、評価機関を一元化した上で、課税上の土地価額は公示地価を基礎として統一的なものにすべきである、というのが本答申の主旨である。

このほか、株式評価制度については、評価基準の定め方について検討する必要があること、相続税における財産評価の時期については、課税時期後の状況の変化を斟酌すべきことなどは、答申本文で述べたとおりである。また、限られた範囲ではあるが、個別財産の評価上の問題点についても前記したところである。

資産課税における財産評価の重要性は改めて言うまでもないことである。納税者が納得し、国民から信頼される財産評価制度が構築されることを期待したい。